

議案第 78 号

城陽市介護保険条例の一部改正について

城陽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、
議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 4 日提出
(2025年)

城陽市長 村田正明

城陽市介護保険条例の一部を改正する条例

城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>（保険料に関する申告）</p> <p>第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の賦課期日が属する年の前年中の所得状況、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の市民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人及び当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該第1号被保険者本人及び当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の<u>すべて</u>が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 第1号被保険者は、前項本文の申告書に、当該第1号被保険者本人、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者に係る課税証明書を添付しなければならない。</p> <p>3 第1項本文の申告書の提出のない第1号被保険者については、第4条第4号の保険料率を適用する。</p> <p>4 第2項の課税証明書の提出のない第1号被保険者本人、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者については、市民税が課税されているものとみなして第4条の規定を適用する。</p>	<p>（保険料に関する申告）</p> <p>第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の賦課期日が属する年の前年中の所得状況、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の市民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人及び当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者の<u>全て</u>が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の申告書の提出がない第1号被保険者については、第4条第1項第1号（当該者の属する世帯の世帯主又は世帯員のいずれかが市民税を課された者である場合にあっては、同項第4号）に規定する保険料率を適用する。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年（2026年）2月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に保険料の額を決定する場合について適用する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、介護保険システムを標準準拠システムに移行することに伴い、城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）について所要の改正を行いたいので、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項及び第146条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

介護保険法（抜粋）

（保険料）

第129条 略

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3・4 略

（条例等への委任）

第146条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従って条例で定める。